

高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県人口減少対策総合交付金交付要綱第5条第2項及び高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会設置要綱第8条の規定に基づき、当該交付事業の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の手順)

第2条 審査は、事業計画書等に基づき、高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査委員（以下「審査委員」という。）の個別評価及び高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会（以下「審査会」という。）の総合評価の2段階で行う。

2 審査にあたっては、地域産業振興振興監からの事業説明及び審査委員からの質疑応答を行うものとする。

3 審査項目及び審査のポイント、評価基準は、別表1によるものとする。

(審査委員の個別評価)

第3条 審査委員は、別表2の高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会審査表により、承認申請のあった市町村ごとに、個別評価を行うものとする。なお、1、B又はCのいずれかの評価をした評価項目にあつては、原則として、「コメント欄（修正すべき点等）」の欄に意見を付するものとする。

2 欠席する審査委員でかつ、代理出席者がいない場合については、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとし、提出された評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第4条 総合評価は、別表3の高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会審査表（集計表）を基に、審査委員の合議により行う。

2 総合評価の判断基準は、別表1によるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。

審査項目、審査のポイント、評価基準、総合評価の判断基準

1 事業計画書の適格性					
採択基準	審査項目	審査のポイント	評価基準	該当箇所	総合評価の判断基準
（１）強化の方向性 人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切であること	①現状及び課題の把握	○現状及び課題が客観的かつ適切に把握されているか	４：非常に優れている ３：優れている ２：普通 １：問題がある（不適）	事業計画書 「１現状等」	合議による評価が２、３又は４であること
	②人口減少対策の方向性	○人口減少対策の強化の方向性が現状及び課題を踏まえたものになっているか ○人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切なものとなっているか	４：非常に優れている ３：優れている ２：普通 １：問題がある（不適）		合議による評価が２、３又は４であること
（２）数値目標 全体目標、戦略目標、事業目標の設定が適切であること	③全体目標の交付要件への適合	○全体目標において、34歳以下人口及び年間出生数が令和４年よりも増加する目標が設定されているか	A：該当 B：非該当	事業計画書 「２数値目標」	合議による評価がAであること
	④全体目標の実現可能性	○対策で埋めるべきR15までのギャップが埋まる計画になっているか。 ○目標の実現可能性 ・全体目標が達成できる戦略目標となっているか ・戦略目標が達成できる事業目標となっているか ・事業目標等を達成できる事業が盛り込まれているか	４：非常に優れている ３：優れている ２：普通 １：問題がある（不適）	事業計画書 「２数値目標」 「３事業計画総括表」	合議による評価が２、３又は４であること
○①～④のすべての審査項目において、総合評価の判断基準を満たす場合は、事業計画書は「適」とする。 ○①～④のいずれかの審査項目において総合評価の判断基準を満たさない場合は、事業計画書は「不適」とし、連携加算型を活用する事業の実施を認めないものとする。					
2 連携加算型活用事業（事業毎）の適格性					
事業番号【 】					
（１）連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	○交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か ○交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留	事業計画書 「４ 本交付金充当事業にかかる事業実施計画書」	合議による評価がA又はCであること
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	○交付要件である「県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		合議による評価がA又はCであること
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	○交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		合議による評価がA又はCであること
（２）事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	○人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か ○事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留		合議による評価がA又はCであること
○⑤～⑧のすべての審査項目において、総合評価により「A」と評価された場合は、当該事業の実施を認めるものとする。 ○審査項目の⑤～⑧のいずれかの項目で、総合評価により「C」と評価された事業は、当該事業の実施の可否の判断を保留する。					

高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会 審査表

市町村名					
委員名					
1 事業計画書の適格性					
採択基準	審査項目	審査のポイント	評価基準	評価	コメント欄 (修正すべき点等)
(1) 強化の方向性 人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切であること	①現状及び課題の把握	○現状及び課題が客観的かつ適切に把握されているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）		
	②人口減少対策の方向性	○人口減少対策の強化の方向性が現状及び課題を踏まえたものになっているか ○人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切なものとなっているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）		
(2) 数値目標 全体目標、戦略目標、事業目標の設定が適切であること	③全体目標の交付要件への適合	○全体目標において、34歳以下人口及び年間出生数が令和4年よりも増加する目標が設定されているか	A：該当 B：非該当		
	④全体目標の実現可能性	○対策で埋めるべきR15までのギャップが埋まる計画になっているか。 ○目標の実現可能性 ・全体目標が達成できる戦略目標となっているか ・戦略目標が達成できる事業目標となっているか ・事業目標等を達成できる事業が盛り込まれているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）		
2 連携加算型活用事業（事業毎）の適格性					
事業番号【1】					
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	○交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か ○交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	○交付要件である「県が直接実施する取組と連携することとさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	○交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	○人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か ○事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留		
事業番号【2】					
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	○交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か ○交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	○交付要件である「県が直接実施する取組と連携することとさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	○交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	○人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か ○事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留		
事業番号【3】					
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	○交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か ○交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	○交付要件である「県が直接実施する取組と連携することとさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	○交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留		
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	○人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か ○事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留		

高知県人口減少対策総合交付金事業計画審査会 審査集計表

市町村名

1 事業計画の適格性												〇①～④のすべての審査項目において、総合評価の判断基準を満たす場合は、事業計画書は「適」とする。 〇①～④のいずれかの審査項目において総合評価の判断基準を満たさない場合は、事業計画書は「不適」となり全ての個別事業の実施を認めないものとする。
採択基準	審査項目	審査のポイント	評価基準	委員 (A)	委員 (B)	委員 (C)	委員 (D)	委員 (E)	委員 (F)	委員 (G)	コメント欄 (修正すべき点等)	
(1) 強化の方向性 人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切であること	①現状及び課題の把握	〇現状及び課題が客観的かつ適切に把握されているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）									
	②人口減少対策の方向性	〇人口減少対策の強化の方向性が現状及び課題を踏まえたものになっているか 〇人口減少対策の強化の方向性が明確かつ適切なものとなっているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）									
(2) 数値目標 全体目標、戦略目標、事業目標の設定が適切であること	③全体目標の交付要件への適合	〇全体目標において、34歳以下人口及び年間出生数が令和4年よりも増加する目標が設定されているか	A：該当 B：非該当									
	④全体目標の実現可能性	〇対策で埋めるべきR15までのギャップが埋まる計画になっているか。 〇目標の実現可能性 ・全体目標が達成できる戦略目標となっているか ・戦略目標が達成できる事業目標となっているか ・事業目標等を達成できる事業が盛り込まれているか	4：非常に優れている 3：優れている 2：普通 1：問題がある（不適）									
2 連携加算型活用事業（事業毎）の適格性												〇⑤～⑧のすべての審査項目において、総合評価により「A」と評価された場合は、当該事業の実施を認めるものとする。 〇審査項目の⑤～⑧のいずれかの項目で、総合評価により「C」と評価された事業は、当該事業の実施の可否の判断を保留する。
事業番号【1】												
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	〇交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か 〇交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	〇交付要件である「県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	〇交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	〇人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か 〇事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留									
事業番号【2】												
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	〇交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か 〇交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	〇交付要件である「県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	〇交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	〇人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か 〇事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留									
事業番号【3】												
(1) 連携加算型の交付要件に該当していること	⑤連携加算型活用事業の交付要件への適合（ア）	〇交付要件である「若者の定着・増加に向けた取組」「婚姻数の増加に向けた取組」「出生数の増加に向けた取組」「共働き共育での推進に向けた取組」のいずれかに該当する事業か 〇交付要件である「新規事業」又は「拡充事業」に該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑥連携加算型活用事業の交付要件への適合（イ）	〇交付要件である「県が直接実施する取組と連携することでさらなる相乗効果が期待される事業」「市町村が創意工夫を凝らして独自に実施する先駆的事业」のいずれかに該当する事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
	⑦連携加算型活用事業の交付要件への適合（ウ）	〇交付要件の県の掲げる目標（34歳以下人口及び年間出生数の増加）の達成につながる事業か	A：該当 B：非該当 C：判断保留									
(2) 事業内容が適切かつ具体性があること	⑧連携加算型活用事業の適格性	〇人口減少対策の強化の方向性に含まれる取組か 〇事業の内容は適当か ・事業の手法は適当か ・設定した事業目標は適当かつ実現可能か ・費用対効果は妥当か	A：適当 B：不適当 C：判断保留									

事業計画の適格性

事業の適格性

事業の適格性

事業の適格性